

第26回中小企業政策審議会

平成30年3月29日（木）

経済産業省中小企業庁

午前10時00分 開会

○田上企画課長 定刻となりましたので、ただいまから第26回「中小企業政策審議会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ御参集いただきましてまことにありがとうございます。司会を務めます、中小企業庁企画課長をしています田上です。よろしくお願いいたします。

まず初めに、安藤中小企業庁長官より御挨拶をいたします。安藤長官、よろしくお願いいたします。

○安藤長官 どうも皆様おはようございます。

皆様、本当にお忙しい中お集りいただきまして、大変ありがとうございます。中小企業政策審議会、26回目ということではありますが、きょうはいろいろなテーマがございますけれども、申し上げますと、1つは中小企業・小規模企業白書があります。これも御議論いただければと思いますが、今回はとにかく、やや下世話な言い方をしますと理屈ではなくて中小企業・小規模事業者の方がごらんになっていただいて、こういうことをすればこういういいことがあるなという、品の悪い言い方をしますと御利益です。どういうコストをかけて、どういうベネフィットが得られるのかという事例を最大限、盛り込もうということとでさせていただいております。

御案内のとおり、今、人手不足、働き方改革という流れの中で、中小企業・小規模事業者の皆様方がどう対応しなければいけないのかということで、制約がどんどん高くなってきていると思いますけれども、余り難しい分析というよりも実践的なガイダンスに絞った形でまとめさせていただいております。

そういうことを含めて、きょうは全体の御議論をいただいた後に、さらにフリーディスカッションのような形でお時間を少しとらせていただきました。まさにお隣に三村会頭がおられますけれども、昨年来ずっと事業承継という話をさせていただきました。これはどうして世の中の皆様方の御関心を聞かせていただいたのか。皆様方からすれば事業承継は別に新しい話でもなくて、昔からあるではないかということでもありますけれども、とりわけ今回、世の中の大きな注目を浴びたのは、この中小企業の方々の事業承継という問題がまさに日本にとってどういう意味を持つのかということのを改めて私どもも御説明をしたし、また、御理解をいただいたということだと思っているのです。

非常に変な言い方をしますと、私がいつも中でお話をさせていただいているのは、私どもはいつも中小企業は日本企業の99.7%だという話をしながら、すぐその次には、中小企業の中だけに閉じこもった議論をいつもしてしまっているような感じがいたします。事業承継というのはまさに日本経済にとってどういう意味を持っているのか、あるいは場合によっては事業承継ができずに困る方は中小企業の方々もちろんそうでもありますけれども、サプライチェーンを担っているまさに場合によっては名立たる大企業の生命線として中小企業の皆様方が御活躍しておられるという実態があると思うのです。

このようなお話と、片や御案内のとおり日本の最大の課題は少子高齢化の問題だと思います。そうすると少子高齢化の問題の中で例えば商店街対策を考えた場合に、人口がどんどん減少して、お客様が減っていく中において商店街対策というのは単体の商店街対策だけ考えて、これもまた品の悪い言い方ですが、幾ら中小企業、商店街を揺さぶらせていただいても、これは根本的解決にはとてもならないということだと思っております。そうすると私どもの問題設定というのはもっと大きな自治体とかコミュニティーという世界の中で一体この機能をどう保持していくのかいかなのかという議論を真剣にしなければいけないと思っております。

やや抽象度が高い話になりますけれども、まさに今、日本を取り巻く非常に構造的な大きな問題の中で、中小企業政策というある種の個社対策といたしまして、単体を捕まえさせていただいて、そこにいろいろな政策資源を投入させていただいているわけでありまして、ある種の限界点というものを私ども今、改めて非常に感じているところでありまして、きょうせっかく皆様方にお集まりいただきますので、そういう点も含めて目線の持ち方といたしまして、中小企業政策というものが中小企業の皆様方に役立つために、あえて申し上げますと中小企業という視点を少し外したところに持っていったほうが、むしろ世の中の実態に合うような感じがしておるといったことがあります。そういう点も含めてまた皆様方の御意見を賜ればと思っております。

以上であります。

○田上企画課長 本日は委員20人のうち、阿部委員、石倉委員、川田委員、諏訪委員、高橋委員、森委員が御欠席ですが、14名の方の御出席をいただいておりますので、中小企業政策審議会令第8条第1項に基づきまして、本日の審議会は成立をしております。

本日、御出席の委員の皆様のお紹介につきましては、審議の時間に限りがございますので、お手元に配付させていただいております座席表及び委員名簿で御紹介にかえさせていただきます。

また、このうち新たに後選任された委員は倉下委員、安河内委員、細田委員でございます。本日はオブザーバーといたしまして、中京大学経営学部教授の寺岡寛様にお越しいただいております。よろしくお願いたします。

それでは、審議会の運営について説明を申し上げます。

まず配付資料の確認をさせていただきます。経済産業省では、審議会のペーパーレス化に取り組んでおります。委員の皆様にはiPadを配付させていただいております。お手元のiPadを御確認いただけますでしょうか。本日使用します会議資料が表示されているかどうか御確認ください。資料は配付資料一覧をテーブルの上に置いておりますので御確認ください。また、参考資料として諮問文などを格納しております。資料が表示されないなど不都合がございましたら、事務局までお申しつけいただければと思っております。

次に、審議会の議事の公開について説明いたします。審議会は、原則として公開の方針がございますので、本審議会も原則として公開とし、資料及び議事録を公開いたします。

ただし、資料4-1、資料5-1、資料6、資料7につきましては、4月下旬を予定しております閣議決定を経て公表することになります。それまでの間、委員限りの取り扱いとして御了承いただければと思います。

これより先の進行は三村会長にお願いしたく存じます。三村会長、よろしく申し上げます。

○三村会長 よろしくお願いいたします。

今日は14名の方々に御出席いただいております。議題がたくさんありますが、全員に発言いただきたいと思っておりますので、心の準備をしていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、本日はまず「平成29年度中小企業の動向に関する年次報告」（案）及び「平成29年度小規模企業の動向に関する年次報告」（案）について御報告をいただくとともに、「平成30年度において講じようとする中小企業施策」（案）及び「平成30年度において講じようとする小規模企業施策」（案）について御審議いただくことにしております。

まず事務局から説明をお願いいたします。

○石ケ休調査室長 調査室の石ケ休と申します。よろしくお願いいたします。

まず資料3によりまして、このたびの中小企業白書、小規模企業白書の概略について御説明をしたいと存じます。

表紙を1枚おめくりいただきまして、今回の白書の特色などを記したページに移行していただきますと幸いです。

冒頭、長官より発言がありましたとおり、今回の白書、生産性向上に取り組む中小企業の具体的な取り組みを豊富に盛り込むことによりまして、経営者の皆様に参考にしていただくことを目標としてございます。わかりやすさを追求する観点から、10個のポイントに絞り込みまして、この資料を仕立てておる次第でございます。

1枚おめくりいただきまして次のページでございますけれども、足元の中小企業をめぐる景気動向につきましても分析でございます。日本経済全体の景気拡大の恩恵というのは中小企業にも波及しつつあるという状況を紹介しておりまして、他方で大企業との生産性格差というのは依然として存在しているということでございますので、この人手不足の中にあつて中小企業の生産性向上というのは急務になっているという状況を分析してございます。

4ページ、日本経済の景気拡大の恩恵を下請企業にまで波及させて、ひいては賃金上昇の環境を整備していくという観点から、下請取引の取引慣行の是正に取り組んでおるわけでございますけれども、昨年10月末までの時点におきまして全体の25%の企業におきまして具体的な取引条件の改善などが見られているという状況を紹介しています。

5ページから6つほどのポイントが中小企業の生産性向上にかかわるポイントということで紹介させていただいております。

まず最初に、生産性向上にかかわるさまざまな取り組みの前置きとして、既存の業務の

見直しを行って業務フローの整理を行っておくことが、その後の取り組みの生産性向上の効果を高める効果がございますということを紹介申し上げております。事例といたしましては、旅館業におきまして有料型の冷蔵庫を設置していて、その中に設置をしております清涼飲料水ですとかビールの取りかえ作業に1時間半かかっていたという業務の状況を見直すことによりまして、冷蔵庫を有料型のものから通常の冷蔵庫に置きかえまして、取りかえる飲料の種類も無料のペットボトルの飲料水だけにする。そういうことを通じて従業員の残業時間を30分ほど減らす取り組みをやっていらっしゃる事例を紹介しております。コストも冷蔵庫20台分の取りかえコスト70万円ということで、入り口としてそれほど大きな投資をせずに生産性の向上を図ることができるという事例を紹介申し上げているところでございます。

6 ページ、人手不足の状況下におきまして、人の採用が難しい状況でございますので、1人当たりの業務範囲、業務量、業務の種類といったものをふやしていくという多能工化・兼任化の取り組みが1つの解決策になっていくということでございますけれども、製造業では相応にこれまで進展してきている取り組みですが、非製造業におきましては積極度合いがいま一つということでございますので、さらに取り組む余地があるという分析をしてございます。

それから、事例といたしましては、環境アセスメントの会社におきまして従業員のスキルを一覧化して、さらには柔軟に部門間で助け合い、どこかに業務が集中していた場合に同じようなことができる人が援助をするという仕組みを整備することによりまして、従業員一人当たりの年間平均労働時間を100時間ほど削減している事例を紹介させていただいております。

7 ページに行きまして、ITの導入ということで人手が足りないところを補っていく取り組みをやる必要を中小企業の方にも理解していただいているところでございますけれども、中小企業の方から聞こえてくる声は、取り組みの効果がわかりづらいとか、社内にITに精通している従業員がいないということでございますので、そういったときにIT導入にかかわる相談相手が重要になってくということ进行分析として示させていただいております。中小企業の相談相手としては、地元のITメーカー、販売会社、そういったところに相談を持ちかけているという状況でございますので、こうした主体が中小企業のIT導入を指導していくことが大事になってくるという分析をさせていただいております。

事例としましては、八王子のパンの会社さんが長いつき合いのある地元のIT販売会社に相談をしたところ、IT補助金活用の提案を受けましてクラウド会計の仕組みを入れて、事務を7人日から3人日に削減をしているという状況を紹介してございます。

8 ページ、IT導入をする上で企業内で単一の業務だけではなくて、複数業務領域間でデータの連携を図ること、それから、企業の間でデータ連携を行うことによりまして、生産性が向上するという趣旨の分析をさせていただいております。事例としましては、板金工場の同業他社3社で共同受注を行いまして、受注した案件の生産工程をどこまで進んでい

るかという情報共有をして、効率的に生産を行うという事例を紹介してございます。コストとしてはクラウドシステムを入れる月額1.5～3万円程度のランニングコストでやっていらっしゃるということで、こうした取り組みも1つ、生産性を向上する方策として大事になってくるという紹介をしてございます。

9ページ、人手が足りないということでございますので、機械設備を入れていくことで投資が大事になってくるということを紹介してございます。今のところ中小企業の設備投資も緩やかに増加をしておるところでございますけれども、設備老朽化に伴います更新投資が中心になっておりまして、省力化投資、増産投資といったところはもう一つというところがございますので、さらにこれを一層後押ししていく必要があるという分析でございます。事例としましては、製造工程におきまして危険で非常に重労働になっている工程にロボットを導入しまして、生産性を2.3倍、製品不良率を10%低減しているという状況の会社の取り組み事例を紹介させていただいてございます。

10ページ、生産性向上の方策として、みずから行っております既存の業務とシナジーのきく事業領域をM&Aによりまして買い取りまして、業容を拡大しているという状況が見えていますので、こういったことも生産性向上に役立ちますし、あと、事業承継という観点から中小企業のM&A件数が増加基調にございますので、M&Aを通じて生産性向上を図っていくという方策も一つ重要になってくるという分析をしてございます。M&Aを行うに当たっては、第三者からの紹介案件が多いということでございますので、マッチング強化というのが今後の課題になってくるだろうということもあわせて指摘をさせていただいている次第でございます。事例としましては、M&Aを行って大企業で継続できなかった事業、倒産した企業からの事業、後継者難で事業が続けられなくなった事業、そういったものをM&Aで技術を含めて取得されて、生産性を向上されている企業の事例を紹介させていただいております。

最後2つになるのですが、11ページは特に小規模企業に向けた小規模事業者の状況を端的にあらわしている分析をしてございますが、1つは現状、人手不足の状況下におきまして、小規模事業者におきましては経営者に業務が集中しているという傾向になってございます。経営者は本来、経営企画ですとかそういった付加価値を生み出す業務に集中すべきでありますけれども、間接業務にとらわれているという状況でございますので、業務の見直しやITの利活用などを通じまして経営者の間接業務の負担を軽減することが大事になってくるという状況を分析してございます。

事例としましては、種苗業を営んでいらっしゃる業者さんで、経営を多角化されている状況で、種苗店の隣に喫茶店を併設されている業態の方の事例を紹介しておりまして、業務が非常にふえていたところに間接業務の部分にクラウド会計などを入れまして、業務効率を上げて経営者の時間をつくり出していくという事例を紹介させていただいております。コストとしてはクラウド会計にかかります月額900円程度のコスト、それから、Airレジというものを使うためのタブレットの導入コストで、それほど負担は大きくないという状況を紹介させていただいてございます。

最後は、小規模事業者の方へ施策を浸透させていく上では支援機関の役割は重要ということで、1つは商工会議所が経産省の補助金、それから、経産省だけではなくて厚生労働省の助成金などの紹介も通じて、地元企業の需要拡大、生産性向上に役立てている事例を紹介してございます。

下のほうにパン屋さんの事例を紹介しておりますけれども、これは非常に小さい看板を出していて、売り上げが伸びないという状況だったパン屋さんが、看板を大きくすることによりまして売り上げを300万ほどふやしているという事例を紹介しております、取り組みの事例としては非常にハードルが低い事例を御紹介することによって、一步前に踏み出すといふことがある。そういった事例を紹介することとしております。

最後は福岡県よろず支援拠点におきまして、新しい取り組みとしましてテレビ会議システムを使いまして、遠隔の相談に応じるといふ事例を紹介してございます。これまでは片道3時間ぐらいかけて事務所に相談に来ていた方の時間の節約になるということで、非常によい取り組みだということで御紹介をさせていただいています。こういう感じで事例をたくさん入れることによりまして、わかりやすさを追求し、また、中小企業・小規模事業者の経営者の方に参考にしていただけるような白書として仕立てていくことを目指して今回、白書の執筆をしております。

以上でございます。

○三村会長 続きまして、「平成30年度において講じようとする中小企業施策及び小規模企業施策」について、事務局からお願いいたします。

○伊吹総務課長 総務課の伊吹と申します。よろしくお願いいたします。

資料が非常に大部なのですが、資料6をおあけください。非常に多いですので委員の先生方は目次が2ページと3ページに載っていますので、そちらをごらんいただきながら御紹介させていただきたいと思っております。

30年度において講じようとする中小企業施策の大きな出発点は、昨年12月に新しい経済政策パッケージというものが策定されていまして、政府全体で策定したもののなのですが、その中の大きなテーマが中小企業・小規模事業者の生産性革命ということになっていまして、これに基づきましてきのうのうちょうど税法と予算が通りましたが、そういうもの。それから、29年度の補正予算、後ほど説明させていただきます法案、こういったところに政策として体现させていただいております。

その中で大きく取り上げられているのが生産性の向上でして、ざくっと言いますと中小企業は新しい製品、サービスを生み出していく研究開発、それから、それをするために人、設備、ITにしっかり投資をしていただくことを応援していこうというのが全体の構成になっていまして、第1章の中には例えば研究開発を応援するための事業でありますとか、設備投資を応援するための固定資産税の減免制度とか、ものづくり補助金とか、そういったものを位置づけておりますし、第2節のところを書いてありますようなところにEDIとかIT導入補助金とか、そういうものの位置づけをさせていただいております。

その中で大きなテーマの2つ目が、先ほども長官から御紹介をさせていただきましたが、事業承継でございます、これは年末の税制のほうでかなり大きな手当がされています。中身は省きますが、税制だけではなくて事前の相談体制、それから、承継された後にいろいろ新しい事業をされたいということで設備投資をやったり、承継するときに株を買うお金が必要ですので、そのあたりの手当なんかをしっかりとやっていきたいということで、第2章の第1節に位置づけをさせていただいています。

大きなテーマの1つは、これも先ほど冒頭、御紹介がありました、人手不足対策、これから議論が白熱していくと思いますが、働き方改革、このあたりの対策をしっかりと行かなければいけないということでありまして、中小企業側からすると労働人材ももちろんそうなのですが、中核人材をどのようにきちんと手当てをしていくかというところが非常に大事ですので、そのあたりを第2章の第2節に位置づけをさせていただいております。

第3章は小規模対策、海外関係、金融支援ということなのですが、海外関係は従来から海外プラットフォームとか、実際に支援を受けるときにはジャパンブランドとか農商工連携とか、国内ですとふるさと名物とか、いろいろな補助制度があるわけですが、そういった支援を位置づけさせていただいております。

第3章の第4節にインバウンドとか地域資源ということが書いてありますが、これが従来、商店街とか中心市街地というふうには大体位置づけさせていただいているものでございまして、これもまちづくりとかインバウンドとか、そういう観点できっちりそういう政策を捉え直していきたいということで、そういう整理にさせていただいております。

第4章が、安定した事業環境ということでございまして、1つ目の取引関係、今までも業界ごとに自主行動計画をつくっていただいたりしていますが、実際に手形であって現金で支払う率が随分ふえたり、成果も出てきていますので、こういったものを拡大して、きっちりフォローアップ、それから、Gメンを使ったヒアリングとか、こういったものをしっかりとやっていきたいということで位置づけをさせていただいております。

中小企業施策のベースは、きっちり相談をする体制をつくるということと、資金繰りということだと思えるのですが、このあたりは第4章の第10節、第6節、第5節あたりによろず等、位置づけをさせていただいているということでございます。

創業関係を第4章第6節に掲げておりますが、法案を今回、創業関係を少し改正させていただきたいと思っておりますので、そういったところも位置づけをさせていただいております。

続きまして、資料7は目次だけごらんいただければよろしいと思うのですが、こちらは例年、小規模企業振興基本計画がございまして、これに沿った整理を例年どおりさせていただいております。やっていることは結局、商工会、商工会議所に経営発達支援計画をつくっていただいて、しっかり支援をしていただく体制を整えていただいて、小規模事業者の方に実際に経営計画をつくっていただいて、その頑張る人たちに例えばマル経融資で融資をすとか、持続化補助金とか、もの補助とか、IT導入補助金なんかで重点的に応援をし

ていくということでございます。実際に後ほど中を見ていただきますと、中小と割と似たような政策がたくさん出ていますけれども、これはいろいろ調べてみると、例えばもの補助なんかも実際は半分以上は小規模の方が使っていたりするので、そういう形で全体を整理させていただいています。

後ほど小規模課長から説明があると思いますが、基本計画の見直しをそろそろ考えるタイミングでございますので、これについても後ほど紹介をさせていただきます。

簡単ですが、私からは以上でございます。

○三村会長 ありがとうございます。

次に、報告事項に移りたいと思います。「第196回通常国会中小企業庁提出法案について、事務局より説明をお願いします。今日は報告事項などの説明がたくさんあるので、少し辛抱して聞いていただき、後で思い切りご発言いただきたいと思いますので、引き続きよろしくをお願いします。

○田上企画課長 提出予定法案であります新法の生産性向上特別措置法案と産業競争力強化法の一部を改正する法律案につきまして、説明いたします。資料8-1でございます。

今回の法律案ですが、生産性革命を集中的に講じていくという観点から、中小企業庁経済産業政策局をはじめ、省内を挙げて法案を策定しております。これらの法案につきましては、2月9日に閣議決定をされ、通常国会へ提出されております。

まず1枚目をごらんいただければと思います。法案の背景といたしましては、IoTとかビッグデータ、AIといった新しい情報技術の社会実装が世界的な規模で加速している中、我が国においても産業の新陳代謝を活性化し、生産性の向上を図っていくことが産業競争力の鍵になっております。

新法の生産性向上特別措置法案では、昨年12月に取りまとめた新しい経済政策パッケージ、生産性革命の集中投資期間に合わせまして、必要な施策を集中的に講じるための時限立法になっております。

まず資料の左下をごらんいただければと思います。規制のサンドボックス制度を創設いたしまして、革新的な技術やビジネスモデルを実証するプロジェクトにつきまして、主務大臣が評価委員会の意見を聞いて規制法令に違反しないことを確認し、認定する手続を創設いたします。また、中央です。データを共有したり連携する事業者の方の取り組みを支援するため、IoT投資に対する減税措置や協調領域のデータを共有する事業について、国や独法が保有するデータを入手しやすくするための手続規定を創設いたします。

右下、中小企業が生産性向上を図るために設備投資を強力に後押ししていきます。設備投資を導入する中小企業に対し、自治体の判断により固定資産税の課税標準をゼロから2分の1にできる減免措置を地方税法により措置をするに当たりまして、この法律によって市町村長による計画認定措置を講ずるものでございます。

2ページ目をごらんいただければと思います。新法に合わせまして産業競争力強化法などを改正いたしまして、産業革新機構の見直しや株対価、M&Aに対する会社法の特例措置、

また、技術情報漏えい防止の措置に関する認証制度の創設、事業再生ADRや大学ファンドの支援対象の拡大、新事業特例・グリーン解消制度のための措置を講じます。

中小企業関係は下の段をごらんいただければと思います。

まず1点目、経営力強化法の改正でございます。生産性向上を支援する経営力向上計画につきまして、現行の経営強化法では自分の会社の既存の経営資源を活用して、経営力強化、生産性向上を図っていくことを念頭に置いておりますが、今般、中小企業のM&Aなどによる事業承継を伴うものを対象に加えまして、登録免許税や不動産取得税の軽減措置や再編、統合に要する事務コストや事業のリスクを軽減するために、合併の対象企業の各種許認可の承継についてもあわせて措置を講ずることとしております。

2番目、親族外、社外後継者による事業承継が増加しております。これから承継を行おうとされる中小企業、個人の方が事業承継を行う際に生じる資金ニーズに的確に対応するために、事業承継に係る金融支援、具体的には信用保証の特例や日本公庫による低利融資の対象について、現在、代表に就任した方を対象にしておりますが、代表に未就任の後継予定の方についても金融支援の対象に加えることとしております。

3番目、創業でございます。創業に関心を持たれる方が日本では少ないという状況でございます。現在、市町村中心に行う創業支援の枠組みは、現在、創業を行おうとする方に対して直接的な支援を行っておりますが、関心を持たれる方が少ないということで創業に関する普及啓発を行う取り組みについても追加をいたしまして、創業について次世代の担い手を確保するために市町村の方が教育事業者やNPOの方と連携して行う起業家教育やビジネスプランコンテストなどの取り組みについても支援をしております。

加えて資料の右下半分をごらんいただければと思います。経営支援体制の基盤強化でございます。経営支援能力の確保に関しまして、経営支援分科会での提言もございましたが、経営革新等支援機関の認定制度につきまして、現在、一度認定を受ければ認定の効力が続いておりますが、今般、有効期間は5年を考慮しております。期間満了時に改めて業務遂行能力を確認する更新制度を導入いたします。

また、IT導入の加速化でございます。その支援体制の整備に関しまして、生産性向上に資するITツールを提供されるITベンダーの方を情報処理支援機関として認定する制度を創設いたします。情報処理支援機関を中小企業支援者に位置づけることによって、ITツールやITベンダーの見える化を推進し、中小企業の支援を強力にしております。

最後、IT化に対応したセーフティネットの整備といたしまして、現在、新しい決済手段として電子記録債権の活用が進展してきております。中小企業倒産防止共済制度の共済金の貸付事由に現在、対象となっております電子債権記録機関による取引停止についても共済金の貸付事由に加えることとしたいと考えております。

もう一点、こちらは法律なのですが、資料8-3をごらんいただければと思います。経済産業大臣が経営強化法や産業競争力強化法に基づいて経営強化に関する基本方針や創業支援に関する指針について今回の法律改正に合わせて改正を行う方向でございますので、

方向性についても御紹介をさせていただければと思います。

2 ページ目、先ほど申し上げましたように経営強化法においてM&Aによる経営資源の強化について定義規定を加えることに当たりまして、M&Aによる経営資源を得ることによって生産性を高める取り組みについても経営力向上の定義に加えることとしたいと考えております。また、M&Aによる経営力向上計画についても労働生産性を計画認定の判断基準にしたいと考えております。さらに経営力向上の推進に当たって配慮すべき事項として、単なる人員削減を目的とした再編については、計画認定の対象としないなど、配慮を規定したいと思っておりますし、地域経済やサプライチェーンの維持強化に資する取り組みについて支援していくことを検討しております。

3 ページ、IT導入を後押しする情報処理支援機関の創設に伴いまして、その業務の内容を生産性向上に資するIT活用を支援するとか、経営課題、業務課題を調査分析するといった業務の中身を規定するとともに、その実施体制について継続的に支援できる事業基盤を有することや、高度な知識、経験を有するといったことなどを規定する方向に考えております。

また、その下「2. 経営革新等支援機関」に対して更新制を導入することに当たりまして、実施体制として適切な運営の確保を追記するとともに、配慮すべき事項として各認定支援機関の実績や支援事例が国で把握できるように情報提供を行うといった規定を置くこととしております。

4 ページ、今回、経営強化法の改正とともに創業につきましても産業競争力強化法の改正を考えておまして、産業競争力強化法において起業家教育やビジネスプランコンテストなどの創業に関する普及啓発を行う取り組みを創業支援事業に加えるということにしておりますので、創業支援事業の実施に関する指針に所要の追加、改正を行うこととしております。

以上、簡単でございますが、指針の方向性について説明をいたしました。法案のほうで成立以降、本日、先生方にいただいた御意見なども含めて今後、具体的な文案をお示しして、書面による御審議を賜ればと思います。

法律については以上でございます。

○三村会長 　いつ審議される予定ですか。

○田上企画課長 　審議は4月上旬ごろだと考えています。

○三村会長 　そうですか。

それでは、次に移ります。「小規模企業振興基本計画の変更」について、これは後ほど説明いただきますが、当審議会に諮問がございました。本諮問についての実質的な議論は、基本計画策定時と同様に小規模企業基本政策小委員会を設置し、ここで議論を行い、当審議会に報告いただきたいと思いますと考えております。小規模企業基本政策小委員会の小委員長には、本日オブザーバーとして御出席いただいている寺岡寛様を指名させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、本諮問の内容につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○西垣小規模企業振興課長 皆様、お手元の資料9を開いていただければと思います。

小規模企業振興課長をしております西垣でございます。

この資料9に基づきまして「『小規模企業基本計画』の改定について」ということで、今回考えております内容等について御説明をさせていただきたいと思っております。

「1. 前提」にございますが、平成26年に小規模企業振興基本法というものが成立しております、この法律のもとで小規模企業振興基本計画が平成26年に策定されております。この基本計画がおおむね5年ごとに変更すると法律上、規定されているものですから、次回、平成31年、来年に改定することとなっております。この平成31年の改定に向けて、来月から早速、議論に入っていくための小規模企業基本政策小委員会を立ち上げていきたいというところでございます。

「2. 論点（案）」で提示させていただいておりますけれども、まずはこの基本計画のもとで進めてきました小規模事業者の事業の持続的な発展に向けたPDCAの検証。具体的には先ほど伊吹からもコメントがありましたが、マル経融資であるとか持続化補助金といった小規模事業者を念頭に置いた施策のほかに、商工会・商工会議所の伴走支援の中身としましては、各種中小企業政策のツールをもろもろ小規模事業者支援に使ってきておりますので、そういったものを含めてPDCAの検証を進めていくということがございます。

2点目ですけれども、小規模事業者という事業者に着目した支援のみならず、今回、小規模事業者が抱えておりますもろもろの課題ということで、製造業等のサプライチェーン傘下にいる中小・小規模事業者について、あるいは地域のブランド化といった問題について、少子高齢化、人口減少が進んでいく中で地域コミュニティの維持といった課題に対して、小規模事業者というだけではなくて、面的課題としてどのような形でその中にいる小規模事業者たちに着目して支援を強化していく必要があるか。こういった検討課題をつけ加えていきたいと考えておるところでございます。

その次の点でございますが、小規模企業基本計画の中でも小規模事業者の販路開拓支援といったものが大きく取り上げられておりますが、今回B to Bも含めてIT活用、例えば先ほどもお話のあったIT導入補助金等を使いながらIT活用による販路開拓支援を進めていく、また、小規模事業者のIT活用を進めるのみならず、小規模事業者を支援する支援機関の効率化という意味でのIT化、そして支援機関の支援データと小規模事業者のIT化を通じたデータ連携等々も進めていきたいと考えているところでございます。

次の点ですが、昨今の生産性革命であるとか働き方改革、また、事業承継といった大きな課題、来年に予定されております軽減税率の導入など、ますます近年、小規模、中小企業事業者を取り巻く新しい課題が出てきております。こうした対応を進めていく上でも、その次にかかわりますけれども、商工会・商工会議所といった支援機関の体制の強化をしていく。また、小規模事業者振興においては先ほど申し上げましたように人口減少の中で地域コミュニティの中での役割というものも非常に大きくなってきておりますので、市

町村であるとか都道府県であるとか、そういった基礎的自治体の関与といったものを明確化する中で、地域一帯となった支援体制を確立していく。こんなことを考えております。

スケジュールですけれども、本日、3月29日に中小企業政策審議会に諮問を大臣からしております。それを受けまして小規模企業基本政策小委員会を来月から立ち上げる方向で準備をしていきたいと思っております。おおむね4月から10月に向けて5～6回ほどの小委員会を開催し、中間整理を11月に行う。それを踏まえて来年3月から5月ぐらいに基本計画の改定案を答申し、閣議決定をし、国会に報告する。このような形で考えております。

以上でございます。

○三村会長 ありがとうございます。

寺岡小委員長、どうぞよろしく願いいたします。

報告事項は以上となりますが、次に、「中小企業政策を取り巻く今後の社会変化と政策的対応」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○田上企画課長 本日、今まで中小企業白書、小規模振興計画の改定に向けた検討につきまして事務局から報告をさせていただきました。中小企業や小規模事業者が置かれている現状や課題について、今後、社会が大きく変化していくことは明らかでございますので、本日、先生方に今後の中小企業政策についても御意見を賜ればと考えまして、資料10を用意させていただきました。資料が見にくいと思いますので、机にA3の資料を置かせていただいておりますので、ごらんいただければと思います。

まず足元で進みつつある社会変化といたしまして、一番大きなインパクトとしては人口減少でございます。サプライサイドで見ますと労働力人口によって供給のほうに制約されてくるということで、需要サイドで見ますと地域の需要が減ってくる。そういった中で地域の経済規模が縮小し、これまでのビジネスのやり方で事業継続が今後難しくなってくるといったことが想定されるのではないかと考えておりますし、ビジネスが成り立つためには必要最低限、必要な人口規模が傾向値として示されております。

また、上の左下、現在、団塊の世代にある経営者の方、2020年ごろには大量に引退される時期が来まして、事業の継続や廃業といった課題は切迫した問題となってくるかと思っております。

一方で国内の人口減少とは反対に、日本を訪れる外国人旅行者の方は増加の傾向にあります。政府では外国人旅行者の数を2020年に3,000万人、2030年に6,000万人とする目標を掲げており、こういった減少する地域の需要の減少をインバウンド需要によって賄うといった考え方もあり得るのではないかと思います。

また、雇用のほうもここ数年、労働市場も大きく変化をしております。働き方改革によってさらなる変革が想定されるのではないかと。足元では人手不足が大きな課題となっております。これに伴って賃金も増加傾向でありますし、労働市場からの大きなプレッシャーを踏まえて、企業は雇用のあり方を見直す時期に来ているのではないかと考えております。

今後この傾向は続く可能性がございまして、女性や高齢者など新しい働き手の活用やアウトソーシング、人手のかからないビジネスなど、そういったものへの転換などが要請されているのではないかと思いますし、フリーランスや兼業、副業といった新しい働き方も登場しております。

また、通常国会に提出が予定されております働き方改革関連法案では、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金といったもので、これまで日本の終身雇用を前提とした正社員による働き方に対して一石を投じるものではないかと思いますし、もちろん中小企業の働き方は大企業の雇用体系とは異なりますが、そもそも中小企業の実態の把握や雇用の観点から中小企業を捉えていくことも必要ではないかと思います。

また、右側はテクノロジーの進化ということで、第四次産業革命による新しい情報技術の社会実装が加速化してきている中、消費者の消費行動も大きく変化しつつあります。特に電子商取引の増大やインターネットを経由した情報の取得、キャッシュレス化の進展など、第四次産業革命の技術は消費者の行動を変えて、中小企業も対応を迫られる状況にあります。

一方で、こうした技術の進展、かつて問題となった中小企業の過小性に対する処方箋になる可能性も秘めているかと思えます。例えば金融政策、取引コストが高いということで、中小企業は市場において適切に金融機能が提供されないということで、信用保証や政府系金融機関が必要でございましたが、最近ではクラウドファンディングとか消費者金融を経由して低いコストで事業性評価ができるようなものができておりますし、トランザクションレンディングによってAIが自動で与信を行うといったことも可能となっております。これによって規模の過小性が全て解消するものではございませんが、中小企業政策の前提が変化しているのではないかと思います。

こうした社会変化を踏まえて、中小企業の現状について見てみますと、若干、歴史になってしまっていますが、1963年、中小企業基本法が制定されて長らく大企業と中小企業の格差を前提とする二重構造論のもと、中小企業の不利の是正や近代化に注力をしてきました。それから、高度経済成長期から成熟期に入りまして、海外経済環境も大幅に変化をしていく中、平成11年に中小企業基本法を改正いたしまして、中小企業を単なる弱者として捉えるのではなくて、活力ある成長発展を図る我が国の活力の源泉として捉えるとか、そういった新しい中小企業観が生まれております。

一方で、最近では人口減少といった構造的な課題に対応するため、先ほどありましたように小規模に特化した小規模基本法の制定や中小企業強化法などの枠組みをつくっております。また、そういった法律の枠組みはできたのですが、中小企業・小規模事業者の数は直近5年間で40万社減りましたし、生産性も大企業との格差が拡大傾向にあります。これに対する政策支援のリソースも限られておりますし、多様な中小企業の課題に細かく対処しようとするほど、リソースが足りなくなるといったジレンマもございまして。こうした状況を踏まえて我々として3つほど論点として書かせていただきました。

まず1点目でございます。人口が減る中、企業が減っていくというのは不可避ではないか。一方で失業率が低い状況にありますので、中小企業の廃業が直ちに雇用の創出につながる状況ではないのではないか。そういった観点で創業、廃業や再編・統合によって集約化や事業転換の新陳代謝やどう考えていくか。その際、担い手の経営者の質や数は十分であるかといったことが1つ目の論点でございます。

2つ目の論点としては、地域の需要が減っていくということで、一方でインバウンドや第四次産業革命といった新しいことも出てきております。これに対してどう対応していくべきか。また、地域の需要が減っていくことで、これまで中小企業が担ってきた公のサービスの存続が困難になっておりますので、こうしたサービスの担い手をどう考えるかというのが2点目です。

3点目、個社の経営課題解消に政策が今、重点化されている一方、政策のリソースは限界がございます。中小企業にとられることなく、地域の中核企業やサプライチェーン、ITベンダーなど、いろいろな主体を巻き込んで中小企業政策を組み立てていくことが必要ではないか。そういったところが3点目の論点でございます。

先生方の御意見をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○三村会長 どうも長時間ありがとうございました。それほど中身が豊富かつ、課題も豊富ということだと思います。

それでは、これから各委員の御意見をお伺いしたいと思います。いつものとおり発言のある方はネームプレートを立てていただいて、立てた順で私から指名させていただきます。できれば全員に発言をお願いしたいので、お一人3分以内で簡潔をお願いしたいと思います。

それでは、御発言よろしくをお願いいたします。

三村（優）委員、どうぞお願いします。

○三村（優）委員 御説明ありがとうございました。

中企白書・小規模白書関連ということで発言させていただきます。白書も非常に興味深く拝見いたしました。それと同時に先ほどの小規模企業振興基本計画も出すということで大変重要なことだと思います。非常におもしろい論点になっていると思いますが、それに関連して3点発言させていただきます。

1つはIT等に関することでございます。先ほど中小企業政策全体の中でのITベンダーの使い方とか、どういったIT教育をしていくとか、いろいろな議論があったと思うのですが、小規模企業に関しましては少し軸を変えていただいたほうがいいのかなど。それはどちらかといいますと、例えばデータ分析を経営にどう生かすかということなのですが、余り大仰なものではなくて、例えば自分のお店の売り上げをどう見るかとか、お客さんの動向をどう見るかとか、日常的な事象をしっかり分析する力をどうつけるかということが重要なのではないかと思います。

実際に学部のカリキュラム開発で感じますのは、いわゆるデータアナリストとかデータ分析の方は非常に専門性が高い。どちらかというとならば理系の方でございます。ところが、私たち経営学部ですと、一般的ないわゆるマーケティングとか経営分析のところに、少し統計的リテラシーを持った学生を育てたいということでもありますので、もう少しやわらかい教育をしていきたいと思っております。そういうカリキュラムをつくる大学もふえてくると思いますので、各大学の社会人教育とかリカレント教育と連携して、いろいろな形で使っていただければいいと思います。

2点目は、これも非常に重要な論点を出していただきまして、地域をどう見るかということでございます。地域ブランドとコミュニティというのは非常に大事なのですが、これまで地域ブランドについて認証制度とかいろいろ整備されてきていると思っておりますけれども、それと同時に地域全体の魅力の発信をどうするか。地域をどうつくるか。従来の商業集積を含めた、そういうところをもう一度きちんと見直していく必要がある。ただ、先ほどパン屋さんの事例、私もおもしろい事例を入れていただいたなと思えました。単に看板を変えるだけで違う。つまり逆に言えば、お店のほうは自分たちがどう見られているかなかなか気がついていらっしゃらない。それがわかると次には例えばお店のレイアウトを変えてみたり、パッケージを変えてみたり、色を変えてみたり、いろいろな工夫が出てくると思いますが、それをさらに進めるためのアドバイザーとか支援者という方たちを今後ぜひ、よろず相談という形を含めて整備していただければいいのではないかと思います。

3つ目なのですが、先ほどの課題で誰に相談するか。商工会議所、商工会、金融機関、意外と取引先も大事かもしれません。かつてはメーカーと卸さんが中小の企業に対してしっかりいろいろな支援をしたのですが、それが弱くなっているかもしれないので、そのことを含めていろいろな形で支援とか情報提供があればいいかなと思います。

3点述べました。ありがとうございました。

○三村会長 簡潔にありがとうございました。

次に三神委員、よろしく申し上げます。

○三神委員 ありがとうございます。

生産性の議論をする上で少し根本的な問題なのですが、国際比較をするときの計算式です。少し前にGDPに研究開発費が含まれるようになったと記憶しているのですが、こういった要素をどう政策に入れ込んでいくかということと、生産性の国際比較の場合と一般的に企業にブレークダウンした場合には労働生産性で解釈されるなど微妙にニュアンスが変わってくると思うのです。そうすると経常利益のレベルに刺さる政策がいいのか、それとも根本的に営業利益レベルまでをターゲットにする政策であるなら、例えばサプライチェーンの製造業の小規模事業者といったときに、対象となる意味合いは製造原価がいじれるかに絞られ、現状の技術の棚卸しをした上で新規事業開発と売り上げをどれだけ伸ばせるかになってまいります。ここまでブレークダウンしなければ、余り刺さってくる政策にならない危険性があると考えます。

その場合、どうしても経営となると、———今の三村先生のお話と逆の視点になってくるのですけれども、———文系的な切り口ももちろん必要なのですが、製造原価を入れる話になってくると適切な分野は異なるのです。現状の日本における科学技術分野の最高峰は技術士という超難関の国家資格が該当します。しかも技術の領域が極めて細かく分かれていて、経営工学もあれば情報工学もあれば、産業分野で言うとそれこそ繊維や宇宙、船舶、化学まである。カバー領域が極めて多岐多様かつ具体的なのです。こういった方々の支援を仰ぐ、サポートを仰ぐ視点が欠けていないでしょうか。いつも税務だったり会計だったり法務だったり、あとはいわゆる経営コンサル、ちょっと狭めてもITコンサル。こうした、ふわっとした周縁部に、政策が行き届いている領域が限られていないかという疑問がございます。

技術士の現状について、実は日本技術士会が改革をしなければいけないと思っておられます。なぜかという、現状この国家資格の合格者というのがほとんど自己実現的で、大企業のメーカーの中におさまってしまっているのです。働き方改革ともかかわってくるのですが、独立する場合、皆さん引退されて年金生活を送りながら昔勤めていた会社をちょっと手伝うという水準で平均年収100万円程度なのです。ところが、真面目にやる方は涉外弁護士事務所のパートナー弁護士の倍は稼ぐのです。それだけのフィーをいただけるということは、それだけの売り上げ増に結びつくコンサルができるということの証明でもあるのです。こういった小規模事業者には誰が具体的に大転換を促すのかという、政策の周知対象と強化の対象に技術士をぜひ入れていただきたいと思えます。

もう一点の、売り上げを伸ばすのにどうするかという発想についてです。企業名を出していいのか、大手で非常にドラスティックなことをやっていらっしゃる例に富士フィルムがあると思うのですが、昔はフィルムをつくっていましたが今は医療まで多様に展開されています。オープンイノベーションという仕掛けを1社でやっていらっしゃる。大手だからできる例です。これを例えば中小向けに産業集積地単位でつくる。きょうは時間がないのでどういう仕掛けで動いていらっしゃるかは省きますけれども、こういったものに対して何か補助を出すであるとか、そういった政策を自治体単位におろしていくというアプローチも必要なのではないかと思います。

ひとまず以上になります。

○三村会長 後でまとめて事務局から回答をお願いします。

次は堤委員、よろしくをお願いします。

○堤委員 私も3点ほどなのですが、まず小規模事業者の定義の中で、今、人数で分かれていますのですけれども、製造業はパート20人、非製造業、サービス業は5人ほどを小規模事業者という言い方をしています。働き方改革など言われているように、1人当たりの労働時間が以前ほどフルタイム、7時間、8時間ではなくなっているときに、例えば介護等のサービス、保育とかあつという間に従業員の数がふえてしまいますので、このあたりでぜひ小規模事業者の人数定義をもう一度考え直していただけますとというのが1点で

ございます。

2点目なのですが、資料8-1あたりに出てきております創業の教育の部分です。普及のところなのですが、いつも創業支援をやらせていただいているときに、創業も大事だけれども、事業化という表現でされている継続の部分が大事である。特にその継続をできれば小さいときから、小学生ぐらいから教育の中にアントレプレナーだけではなく、事業化教育というものもしっかり入れてほしい。

その延長線上でなのですが、いろいろな企業に向けての補助金、どうしても何か物をつくるとか、IT、システムを入れるとか、場所を借りるといような物につくものが多いのですが、企業がいわゆるOJTであったり、インターンシップであったりという形で、これから創業したいというような方を積極的に、例えば雇い入れる、もしくは協業パートナーのような形で地域で活用したときに、何か支援をするような、つまり人をつくることへの補助金というようなもので、厚労省は雇用しないと補助の対象にならない。ですから経産省だからこそ雇用ではない新しい形の人を育成することへの補助金ということ、ぜひお考えいただきたいというのが2点です。

3点目なのですが、実はきのう諏訪委員とお話をしていた中で、資料10で特に新しい働き手、担い手で女性の創業者を記載していただくときに、2点ぜひ考えたいところがございまして、1つは女性の創業者は以前から出されているように、産休も育休もありません。出産一時金しかない。つまり、女性であれば雇用されているほうが結婚や出産をするときには圧倒的に得なのです。育休の時間もちゃんとお給料が来る。このあたりで女性の創業者に対して何か国の中でも考えていただけないかということが1つ。絶対に女性の創業者がふえるよねと言っていたのは、女性の経営者に限りでもいいので、もともとの氏の使用を認めてもらえる。つまり旧姓の使用ができるのであれば、女性は経営者になっていいよといったら確実に今の10倍以上、女性の経営者がふえてくると思います。夫婦別姓の議論というよりは、要は姓の改正によるさまざまな印鑑証明や金融機関への届け出の煩雑さというところの部分がございまして、このあたりの何かいい施策をぜひお願いしたいということで、以上でございます。

○三村会長 ありがとうございます。

次は安河内委員、よろしく申し上げます。

○安河内委員 皆様おはようございます。連合の安河内でございます。出身はJAMでございまして、JAMは中小企業と申しましても、どちらかというと製造業中心でございまして、したがって、そうした視点に少し偏ってしまうことを冒頭、お詫びを申し上げます。

私の言いたいことは2点ございまして、1点は中小企業白書の特色の現状分析のところに、景気拡大の恩恵は着実に中小企業まで波及し、また、下請取引は着実に改善をしているという認識のもとに書かれているというふうになってございまして、中小企業の現状は確かに改善しておりますけれども、いまだに厳しい状況がございまして、また、下請取引

についても前進していることは否定しませんが、いまだ道半ばであり、今後さらに取り組む必要があるのだという視点に立つ必要があるのではないかと考えています。

理由は幾つかというよりは、幾つもあるのですけれども、JAMの景況調査におきましても昨年3月以降、確かに潮目が変わったなという印象はございます。しかしながら、よくよく話を聞いてみますと、確かに売り上げは上がっておりますが、人手不足の中で連日の休日出勤あるいは残業で何とか必死に納期を守っているという現状の中で、経常利益率は下がってきておまして、企業によっては増収は増収なのだけれども、減益というようなところも散見をされる状況でございます。

労務費の上昇分の価格転嫁等々についても、25%で改善が見られたということを書かれておりますが、逆に言うと75%はまだ改善されていないということでございまして、「未来志向型の取引慣行に向けて」に関する実施行動計画フォローアップ調査の結果概要についても、労務費の上昇の例えば価格転嫁について、自動車メーカーは100%おおむねまたは一部を反映させたと答えていますが、下請側のほうは77%が余り反映できなかったと答えています。この認識のギャップはしっかり埋めていかないと、こうした状況は変わらないのだらうと思っております。

先ほど生産性の定義についてのお話もございましたが、生産性は物的生産性と付加価値生産性がございまして、2014年の中小企業白書の中では、中小企業における物的生産性はこの間ずっと向上してきているけれども、付加価値生産性が減少しているんだというような分析があったかと思ひまして、その根本的な原因に中小企業の価格交渉力の低下ということが挙げられていたのだと思ひます。こうした状況は現状においても、少なくとも製造業においては何ら変わらないと認識をしているところでございます。

もう一点、M&Aについてですけれども、事業継承に当たってM&Aが有効だということはわかりますが、先ほど若干、法律面において考慮していただいたということもございまして、簡潔に、少しだけですけれども、私が今、抱えている案件でM&Aによって労働組合のない企業に労働組合のある会社を買収されておまして、私どもの企業文化において労働組合は必要ないんだという理由で、労働協約を一方的に破棄するという事例が出てきておりますので、そういったことにも御配慮いただきたい。

以上です。

○三村会長 ありがとうございます。

次は田村委員、よろしくお願ひします。

○田村委員 私も3つほど簡単にお願ひ事がございまして。まず最初に、ITの導入の件ですが小規模になりますと、先ほど出ていたデータ分析以前の導入というところに問題がありまして、誰にも相談できない、またどれぐらいの効果があるのかが見えないということで、実際に出ている事例で売り上げや、販路がどのように上がったかというようなデータ分析をわかりやすいように出していただきたいということ。また、ITに認証されるという機

関の見える化と、認証された機関のネットワークということも、考慮したものになっていただきたいというのが1点目でございます。

次に、大学ファンドの件で、ファンドを持った大学だけという狭かったものを今度広げられたということはよかったことだと思っております。このファンドは研究開発に特化したところが多いと思いますので、このファンドを呼び水として事業化を進めるという上でも、他大学もしくは企業との連携への視点というところにシフトしていただきたいということが2点目でございます。

最後に、創業支援の事業計画のところで、創業普及啓蒙事業に期待しておりまして、大学だけでは起業家教育が十分でないということで、小中高までまたがった起業家教育を実際にやっている事例をもとにして、市町村自身の主体団体が、チャレンジする視点を忘れないで取り組んでいただけたらと思っております。

さらに、市町村によって差がありますので、創業普及啓蒙が少しでも変わったプロセスを評価できるようにしていただき、産学官連携でエコシステムの構築を進めていただきたいというのが3つ目のお願いでございます。

○三村会長 色々意見が出たので、7人終わったところで事務局から1回整理して答えていただきたいと思っています。

次に、河原委員、よろしくお願ひします。

○河原委員 公認会計士、税理士の河原でございます。

この会議は女性の委員の発言がすごくて、女性の社会進出がしっかり進んでいると心強く思っております。

さて、本日の白書ですが、生産性向上に向けたヒントを提供するような実践的な白書になって、私は中小企業の経営者の方にもお読みいただけるのではないかと楽しみに思います。

特にポイント8にございました事業承継と中小企業のM&Aの増加に、企業の生産性が寄与というのは、大変よい視点であると思っております。先程、長官からもお話にございましたとおり、事業承継というのはとても大切なものです。事業承継税制の大改正、あの税制大綱が出てから、お客様のほうから事業承継のお話に来るようになっていまして、まさに集中期間であると思ひます。

事業承継というのは皆様、廃業と全く別なように思われるかもしれませんが、実はこれは表裏一体で、大変近いものでございます。結局、継ぐ相手がいないから誰にも相談しないで廃業を予定されています。サポートすることで何とか早めに気づいていただけたというのが目標です。事業引き継ぎ支援センターが進めていらっしゃるんですが、なかなかまだ窓口の対応というのも十分ではない中、やっと昨年からは各都道府県に事業承継ネットワークができてございますので、実際に今後、各地域でこの事業承継ネットワークを通じて支援の輪が広がるように、私は期待をしているところでございます。

M&Aという言葉は、しかし経営者にとってはアレルギーがございます。よい事例がしっか

り白書を通じて出ること、アレルギーは少しずつ緩和されていくのではないかと思います。近い将来、M&A市場が健全に成長できるように、アメリカのようにウェブ上で簡単にできるまでにはいかないかもしれませんが、何らかの形でもう少し進展できるのではないかと思います。

本日はリーフレットをお配りさせていただいております。公認会計士協会で作りました、という内容はほぼ私がつくったようなものです。一番上の「あなたの想いが、あなたの会社を育み、あなたの会社が、あなたの街を育てる あなたの街の未来のために」まさに事業承継は地域経済の話であると思います。

おめくりいただくと、細かい字がいっぱいあります。読んでいただく必要はございません。やることが沢山あるということをおわかっていただければいいです。経営者1人で考えてもできない。支援者1人でやっていくこともできない。重要なのは、いろいろな支援が必要なので、皆さん連携しましょう。それが今年の私にとっての一番の目標とっております。あちこちで連携しましょうと提言していきたいと思っております。

さて、情報処理支援機関を創設されるというお話で、こちらに関しましては、情報処理、セキュリティーに関しての教育というものをしっかりと同時に進めていただきたい。事故があつてからではITの進展はスムーズに進まなくなると思っていますので、それからITリテラシーの一定水準を上げることもお願いいたします。また、この方々のネーミングが受け入れやすい例えばスマートSMEベンダーとか、片仮名言葉で何となくスマートSMEが一般化されるような形で考えていただきたい。さらに認定されている方々のネットワークと横の連携ができるようなシステムの構築も希望いたします。

お時間となりましたので以上といたしまして、あとは、事務局に後ほど書面にてお渡ししたいと思っております。ありがとうございます。

○三村会長 前半の最後で小高委員、よろしく申し上げます。

○小高委員 私は菓子業界でやっております、その方面での偏った意見になると思っております。

いろいろ御説明ありがとうございます。現実には中小企業に対する御支援をいろいろ勉強させていただいております。その中で菓子業界を取り巻く問題について、先に少し御案内させていただきたいと思っております。

御承知のとおり、昨今、物流コストが大変高くなっております。それから、原材料関係もどんどんコストが上がってきておまして、ましてや昨今の食品に対する安心安全という消費者の意識の高まりから、各中小メーカーにおきましても安全コストというものが大変な金額になっております。そういった中でいわゆる働き方改革、これも決して反対するものではないのですけれども、人件費のコストアップ、私どもは長野県なのですが、特に地方においての人手不足というのは大変深刻でございまして、地方の人口減少、また逆に大きなショッピングセンターですとか研究所が来ますと、途端に大手のほうへ人をとられて、中小企業の製造業からしますと、もう既に時給1,000円を超えていくような事態になっ

てきますと、従来、雇用をしています従業員の給与も上げていかなければならないということで、人件費のコストアップというのは大変深刻なところであります。

菓子業界というのはどうしても季節性があるものですから、残業ですとか、得意先からの急なオーダーに対しましても対応していかなければならないということから、どうしても残業が多くなります。また、現場の従業員も相当数、残業での収入を期待していることも事実でございます。その中での働き方改革、ただ残業時間を減らしなさいと言われても、なかなか急激にはできない。

では機械設備すればいいのではないかと言うのですけれども、中小企業の菓子メーカーというのは、実は機械化することができないからこそ自社の特徴が出せるというケースも多くあります。一般的な単純作業は機械化できますが、職人作業というのは人の手に頼らざるを得ない。機械化すればするほど単純な作業しか生き残れなくなるということになります。人は非常に多様性の高い作業に順応しますので、どうしても人手に頼らざるを得ない。そうすると一定の人たちへの残業時間がふえてしまう。それを許すとするものではないのですけれども、その実態というのはいまだに残っているということだけ、ひとつ御承知おきいただければと思います。

それから、最近、私どもの業界で議論になっているのは、いわゆる営業職の残業をどうするのか。笑い話ですけれども、お客様の接待をすると、接待している飲食時間というのは残業になるのですかということで、これは大変よくわからないところもありますので、もし指針が出れば御意見を頂戴できればと思います。受けるもするも、これは営業時間なのでしょうかということでございます。

それから、私は菓子の代表で来ているつもりなのですが、名簿の中に食品がほかにいらっしゃらないので、定員があると思いますが、ぜひ食品の方もどなたかこの委員に入れていただけると、多少なりとも幅が広がるだろうと思います。

どうもありがとうございます。

○三村会長 ありがとうございます。

それでは、ここで7人終わりましたので、1回、中間として事務局から答えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○吉野次長 時間の関係もありますので極力まとめてお答えしたいと思います。

全般としまして、それぞれの御意見、今後の政策に反映をさせていただきたいと思っております。

各論でありますけれども、まずIT関係で幾つか御質問がありました。基本的に今回、積極的にやろうとしている部分を申せば、中小企業・小規模事業者の方々の主としてバックオフィスの業務をこの際、一気に効率化できないか。クラウドサービスなどで安価で効率的なものが相当出てきているので、これについて言えば今回の補正予算でも十数万件を対象にしよう、さらに3年間で100万件を対象にしていこうということで、これをやろうとしているわけではありますが、これによりまして企業の方々、基本的な財務データなどを今後

しっかり把握していかれる、売り上げの動向、顧客の動向なども把握していかれることになると思いますので、この点は御指摘があったようにしっかりとそういう意味での分析をおつけになられて、それを経営に生かしていただくようなところもあわせて御支援できればと思うところであります。

一方、三神委員がおっしゃった比較的高度な支援のところでは、同じITでもIoTを導入していきましようということにだんだんなっていきますと、東京で探していたのですが、なかなか地方で比較的技术の高いIoTを導入していききたいということになりますと、相談する相手がないという面もあるので、おっしゃるような形で技術者の方々、まだまだ顕在化していない方々も大勢おられる。しかし、ニーズもある。こここのところをどううまくマッチングしていけばいいのかといったところも、少し課題ではないかと思うところでございます。

それから、オープンイノベーションのところがありました。これは中小機構様でやっておりますが、一方で地域を支えていく企業、地域の牽引企業を指定もしながら、おもしろい企業をいかに育てていくのかということがありますが、地域の中核的な企業があり、そこにぶら下がっていく企業群ないしは大企業があってそこを支えていくような企業群、こういうところに対してはできるだけ効率よくすることによって全般的にある企業を核に、ある地域の企業を核にしたような取り組みが出てくることをあわせて御説明できればいいと思っております。

小規模企業の定義に関する御意見がございました。これはおっしゃられるとおり短時間労働の方々もふえていらっしゃる中で、どう捉えていいのか、この後の小規模小委の中でも議論をしなければならない点かと思っております。

あと、女性の事業者の方々、産休、育休もない。これはなかなか経産省だけで議論できる点かどうかわかりませんが、これもこの後の議論の1つのテーマにしていきたいと思っております。

安河内委員がおっしゃっておられました人手不足、非常に厳しい状況であるということですが、この点はまず中小企業施策としては実際にすぐに対応するための設備投資、IT導入といったところにまず御支援をと思うところがありますし、あわせておっしゃいました取引改善そのものもこれまでやってきたものに加えて、人手不足に及ぶ観点、働き方に及ぶ観点ということで、例えば大企業からの短納期の発注ですとか、手間のかかる仕事はなるべく中小企業にやっていただこうとか、このことがこの後、出てくるかもしれませんので、この点は具体的な事例などを把握しながら必要なルールづくりですとか、場合によれば大企業の間で自主行動計画をやってもらっておりますが、そういうところにフィードバックをしていくといったことをしていきたいと思っております。

M&Aに関して議論がございました。きょうも別の場所の会議でこの手の話になったのですが、実際に企業の再編・統合をするときにもととの会社、それぞれの会社が経営者と従業員の方々はどういう関係であったのかといったところもしっかりお互い認識し合いなが

らでない、そこはうまくいかないよなというところはまさに議論がございました。この点、方法論としてなかなか具体的にできないところがありますが、ガイドラインみたいなものの中で議論していかなければならない点ではないかと思えます。

大学ファンドの点、これは私ども専門部局ではないのですけれども、基本的に企業との連携を進めていこうという方向でも今回の見直しがあると思っておりますので、そうしたことで進んでいくのではないかと思うところでございます。

あと、ITの支援機関に関するセキュリティーの問題。これは今回、ITの導入を進めていく上で中小企業のセキュリティーは大事だと思っております。例えば今回のIT導入補助金を受け付ける中で、申請いただく際に中小企業のセキュリティー宣言をあわせてしていただくということも絡めるような形でもって、ある種、そういう面での機運を盛り上げていくことを考えているところであります。

最後に小高さんからございました物流コスト、原料コスト、さまざまなコストが上がってきている点。これは総じて言えば食品関係の取引の問題もあると思っておりますので、この点、農水省とも連携をしながら、公正取引委員会と相談をしながら取引状況の改善などについては、ここはしっかりとやっていかなければならない点かと思えます。

人手不足への対応に関しましては、なかなか機械化が難しいとのお話もございましたけれども、まずは可能な範囲で機械化、IT活用も進めていただければありがたいかと思っております。

残業の問題は非常に厳しくなっている。ただ、今回、働き方改革、確かに残業に関する上限規制が加わってくるのですが、これは御議論がありますけれども、一応、上限ラインを年間720時間、次は100時間につなげようということなのですが、極力それは長時間労働にならないほうがいい。したがって、改善は必要なのですが、基本的にはその範囲までであれば36協定を結びながら可能だということで、仮に100時間を超えたら、それを構造的に改革するための支援が必要ですが、仮にその範囲内ということであれば、むしろ労務管理の観点でしっかりとルールに対応いただければ、必要な残業は可能ではないかと思うところでございます。

以上でございます。

○三村会長 取引条件の改善について、25%は改善できているけれども、一方で、75%は改善できていないという点が、私は非常に重要だと考えています。もう一つの課題は、下請法でカバーできているのは全体の取引の10%で、残りは独禁法の範疇です。ですから、取引条件の改善については、独禁法での対応について、もう少し力を入れていただきたいということを、委員の1人としてつけ加えておきます。よろしく申し上げます。

それでは、後半に入ります。最初に倉下委員、沼上委員、細田委員、小正委員、高田委員、小野委員の順にお願いいたします。寺岡委員には抱負も含めて一番最後に御発言いただきたいと思えます。

それでは、倉下委員、よろしく申し上げます。

○倉下委員 全国銀行協会のみずほ銀行、倉下でございます。

金融機関の立場から一言、申し上げさせていただきたいと思います。

事業承継問題についてですけれども、最近では大廃業時代の到来といったような報道もよくなされておりますが、特にものづくり企業の技術力の伝承という観点からは、日本経済に与える影響というのをよく考慮していかなければいけないと思っています。冒頭、長官からお話がありましたが、大企業を初めとする製造業のサプライチェーンに与える影響ということも含めると、重要かつ喫緊の課題であると認識しています。

また、現在の経営者と後継者との関係ということと言いますと、親族内承継の比率というのはここ数年で大きく低下している一方で、きょうの資料にもありましたけれども、M&AだとかMBOといったいわゆる親族外承継の割合が増加してきている。こういった承継方法、承継対策が多様化してきているというのも、現場として実感しているところであります。

そういう中で来年度の税制改正で事業承継税制の期間限定での緩和措置がなされたということについては、従来の事業承継税制とも比較しても大幅な条件緩和というところがありますので、これは当行で独自にお取引先のニーズをアンケートとヒアリングしたところだと、あの段階で300件程度だったと記憶していますが、そのうちの75%、4分の3の企業は事業承継税制を適用したい、または関心があるといったような回答であったということです。今回の税制改正が中小企業の次世代への承継といったことの後押しになることを期待したいと思いき、そのために金融機関としてできることをしっかりと対応していきたいと考えています。

一方で、ただ、こういった事業承継税制を活用できる企業というのは、基本的には親族内に後継者がいらっしゃるケースというのが大宗だと思っています。先ほど申し上げたとおり、親族内に後継者がいない。いわゆる親族外承継を検討しなければならないといった企業がふえてきているという中であっては、そうした企業の課題解決においても我々金融機関としてやるべきことは多々あると思っています。例えばきょう、資料の中にもありましたし、この議論の中にも出ておりますけれども、M&Aのマッチングのときに課題を抱える企業というのは実際に数多くいらっしゃるということを実感しています。銀行が持っている取引先のM&Aのニーズ情報だとか、これだけではなくて事業引き継ぎ支援センター、会計士協会、税理士協会などとも連携をして、M&A候補先の選択肢をふやしてあげることで中小企業の検討を後押しするという動きもしっかりと対応していかなければいけないなということを感じております。後継者が資金力が乏しいケースも結構ありまして、ここの対策も重要だと思っています。

プライベートエクイティファンドなどを活用したMBO、これは最近の需要としては非常に多くなってきていますけれども、やはり第三者に経営権を握られるということに対する抵抗感だとか不安感を感じている経営者が多いのもこれまた事実でございます、これは個別行の取り組みになりますけれども、議決権のない優先株の出資を行うファンドを創設して、後継者に経営のマジョリティを持ってもらった上で、安定的に事業拡大に専念しても

らう。こんな環境づくりも進めておりますけれども、こういった面でも金融機関ができることというのは数多くあるんだと思っております。

もう一つ、もう一方の視点で経済の新陳代謝ということと言えますと、スタートアップ企業の創業支援、育成支援というのも重要なテーマだと思っております。こういったスタートアップ企業は、創業者が営業から管理まで全般を担っていてという形で、なかなか経営管理業務に係るエネルギーを営業に向けられないといった課題を多く抱えていると思えます。こういったことがスタートアップ企業の成長力につながっていないという面もあると思っております。経理事務だとか財務管理、ガバナンスといったようなところについて、テクノロジーを使って効率化を図っていくという動きだとか、場合によってはアウトソースをする。それから、その手段を提供するコンサルティングを行っていくといったような創業支援を通じて新たなチャレンジを促していく。こういったことを支援していくのも金融機関の中の取り組みとしてこれから強化していかなければならないものだと感じています。

以上です。

○三村会長 決意表明として伺います。

沼上委員、よろしくお願いします。

○沼上委員 どうもありがとうございます。

私の話は質問ではなくてコメントなので、後でお答えいただく必要は全くございません。聞き流していただければと思っておりますけれども、最後に社会変化と政策的対応という紙で、一番下の段の真ん中のところで、まさに創業・廃業や再編・統合による集約化とか、そういう問題があると事業承継の問題も非常に重要である。その際、経営者の質、数は十分かという問いかけがなされていて、まさに私はここが大きなポイントの1つだろうと思っております。それが十分でないかもしれないがゆえに恐らく事業承継を1つの契機としたM&Aというものが物すごく有効な政策になり得るだろうと期待をしております。それは先ほど河原委員も同じ趣旨のことを御発言されていたと思いますが、特に今回の白書の中で安藤長官御自身が事例が重要だとおっしゃっておりましたけれども、事前に配られた、事前に私が見ていた資料だけで言うと幾つかそういうものが典型的にやられているものがあった、今日の資料はすごく簡略化して簡潔に発表するように省略がされておりましたけれども、例えば典型的なところが環境技術という会社のところで、この人が何をしたかという、さまざまな見える化をして業務の改善というか改革をしたわけですが。このときに一番重要なことは何だったかという、やった瞬間は残業がふえる。やった瞬間は生産性が落ちて、1回残業がふえる。その後、改善が進んでいくというところです。経営者として力量のある人は1回だめになる瞬間というものを乗り切る能力がある。この部分が決定的に重要なのですけれども、それを事例を学んでいただくというのも1つです。1回その経験をした人がそれを他の会社でも同じようにやっていくというようにして、幾つかの会社を経営していく。経営管理の能力を展開していくというのがもう一つ、重要なポイントではないかと思いました。

その中でもう一つ、事例の中の幾つか出てきたのは少しダイナミックなシナジー、オプティクスとエレクトロニクスの会社が一緒になるとオプトエレクトロニクスのすごい会社ができるみたいに、大変美しい幻影みたいなタイプのシナジーがもう一方にあるのですけれども、それ以外にもう少し計算できるシナジーが、販売シナジーとか投資シナジーとか、その中の1つが経営管理シナジー。経営管理者の能力を展開できるかどうか。この部分が決定的に重要だということをもう少し盛り込んでいただくとありがたいと思います。

あと3秒しかないのもう一個言えないのですけれども、M&Aのイニシアチブのところでは1つだけ申し上げておきたいのは、中小企業はしようがないのですが、相手先の見つけたきっかけというのが、自社で相手先を見つけたという会社が27.5%もいて結構驚いたのです。大企業のM&Aは大体何で失敗するかというと、買収を考えたこともない会社を突然金融機関から持ち込まれて、あっという間にデューデリをやって高く買ったという、これが決定的なミステイクの1つなわけです。立派な会社は大体買収対象の候補者が事前に全部わかっている。どこを買うかというリストをちゃんと持っている。その中で時々来るものを買っているということなのです。その意味で言うと、自社で相手先を見つけた27.5%は極めて重要な会社なので、これを深掘りしてこの種の会社がどうやって伸ばせるか考えるというのも次の課題かなと思っています。

以上です。

○三村会長 ありがとうございます。

次は細田委員、よろしくお願いします。

○細田委員 私も取引の適正化の関連で一言、申し上げたいと思います。

白書を見ますと現状分析として景気拡大の恩恵が中小企業まで波及。それから、下請取引が着実に改善。こういう表現がありまして、これはこれとして前向きに評価しなければいけないとは思いますが、ただ、子細に見ますとやはり大企業と中小企業の利益の格差というのはまだ依然として大きい。そういうところにも留意していかなければならないのではないかとということが1つです。

それから、景気拡大はもちろんこれは非常にありがたいことなのですが、それに寄って例えば業種によってはかなり受注が増加し、取引の適正化についての関心が少し薄れている業種といいますか、企業も若干あるということを経つかの会議で感じているところがあります。しかし、この受注・利益がふえることと、取引の適正化は図るということはしっかり分けて考える必要がある。目先の利益がふえたからといって取引の適正化についての関心が全体として弱まってしまっただけは元の本阿弥である。むしろ取引の適正化を図るのは景気がいいからこそ1つのチャンスである。景気が悪いときにこの適正化といっても、そうは言ってもというふうになりがちである。ですから景気がいいときこそ最大のチャンスということで、この政策をより一層進めていただきたい。これは要望でありまして、特にお答えいただきたいということではございませんけれども、そのことについてこの取引の適正化にかかわった者として一言、申し上げておきたいと思います。

以上です。

○三村会長 ありがとうございます。

次は小正委員、お願いします。

○小正委員 中央会から参りました小正でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず今回の柱につきましては、非常に大変わかりやすく詳細に分析、整理されているということを感じております。特に事業承継については、安藤長官が昨年から取り組んでおられたことが実現され、私も喜んでおります。

実を言いますと、私もこの事業承継税制を活用し、今年中に第1号になるかわからないけれども、バトンタッチしたいと考えておるところでございます。

承継後も、しばらくの間は側面から応援し、この制度が円滑に活用できるようにするつもりです。

我々の世代はモノクロですけれども、今の若い人たちはAIだとかITとか、そういうものに非常に鍛錬されておりまして、スムーズにいろいろなことをやっているということを実感しており、ここは引き際だなども考えたところではあります。

もう一つは、補助金につきましては、川田委員が3年前にぜひ時限立法で1年でもいいからと、と言われたことが強く印象に残っておりまして、それがまた実行できたということは非常にうれしく思っているところであります。

中央会でものづくりの補助金の地域事務局を担当し、今年で6回目ということになりますけれども、地元の鹿児島では、中小企業者の皆様に周知を図るため、広報を盛んにやっております。これまでに申請されたことがない企業も多く説明会に参加されております。

つまり、ものづくり補助金に対して中小企業の皆さんが非常に期待されていると実感しているところでございますので、中小企業・小規模事業者にとりまして重要な案件であるということで、引き続きよろしくフォローしていただきたいということをお願い申し上げます。

以上でございます。

○三村会長 ありがとうございます。

高田委員、よろしく申し上げます。

○高田委員 私は感想と意見を取りまぜて幾つか申し上げたいと思っておりますけれども、まず白書であります。これは狙いが実践的な白書にしてくれたということでありましたが、生産性の向上の方策のポイントは、具体的な事例に基づいてよくまとめられているなと思います。具体的にこれは10にとりあえずまとめられていると思っておりますけれども、そのうち特に6番目、これは8ページになるのですかね。複数の業務領域間の連携あるいは企業間のデータ連携といったことをやるのが大変効率が上がるよという話は、まさに今野製作所の例で出ておりますが、例のIndustry 4.0の基本的な考え方です。そういった意味でこれが極めて大事なところであると。北海道にも大変こういったことをしっかりやっている企業がございますし、やればできるという例がほかにもいろいろあるということで、大変

重要なところだと思います。

11ページ、9番目の小規模事業者についての話でありますけれども、私は労働集約型が大体中小企業事業者の1つの特徴だと思っておりますので、この小規模事業者こそICTの導入というのは大変効果が上がる可能性があるということで、この辺のところはしっかりとしていかなければいけないと思います。ただ、小規模事業者の方々は人材がもちろんいないということは経験がないということで、大変ICTというものに対してなかなか必要はあろうけれども、進められないということも現状だと思います。そういった意味でソフト、いわゆるアプリ系のことも含めて言っていますけれども、そういったものの情報が氾濫して何を使っていいかよくわからないという話がありますから、そういったことは整理していく必要があるなというのが1つです。

それから、前半のほうに書いてございましたが、業務のプロセスをしっかりと分解して認識しなければいけない。これはよくわかります。我々もずっとそういうことでやってまいりましたが、小規模の方々はそんな余裕がないのではないかというふうに私は思います。したがって、そういうことでブラックボックス化している、これを見える化しなければいけないという理屈がありますけれども、ブラックボックスでいいから、とにかくこれをやったら効率が上がるんだよと。例えばMFクラウドあたりのインプットのレベルが一気に上がり、これを導入したら大体7割ぐらい業務が削減されますという話もあります。そういった意味で簡単で安いものを導入していくということをぜひ積極的に進めていかなければならないのではないかと思います。

時間がないようですので、もう一点だけ言わせていただきたいのですが、生産性の話をされています。見てみますと大体生産の効率を上げるという話にお話が集中していますが、これは当然生産性が売上げ全体が下がっていきながら、生産性をカバーしていく、要は人が足りないのを省力化等をしながらカバーしていくという考え方ではやはりだめだと思います。先ほど御説明がありましたけれども、人口が減ってくる、国内の市場は縮んでいく可能性が高いということをおっしゃっているのです。したがって、地方の皆さんから言えば大都市に出ることが1つのあれでしょうし、やはり海外への視点というのをなくしていわゆる成長はないのだらうと思うのです。したがって、そちらの分母、分子両方相まって初めて本当の生産性向上が期待できる。これは言わずもがなの話なので、どこかにそういうことは見直しとして出るといいなと思いました。

以上です。

○三村会長 ありがとうございます。

次は小野委員、よろしく願いいたします。

○小野委員 中小の建設業の立場からお話をさせていただきますが、私からは2つのことを話させていただきます。

1つは今、高田さんがおっしゃった生産性についてです。中小企業の生産性の向上が課題と言っておりますけれども、建設業において一番の生産性の向上策というのは平準化な

のです。1年を通じて仕事がある。通年で仕事ができるということが生産性を上げる近道であるわけですが、現状では3月末の工期の仕事が多くて、日の短い非常に厳しい冬の気候のときに仕事が集中し、一方では4月、5月に遊んでいる現状があります。国交省ではこれを何とかしようと既にゼロ国債、早期発注、繰越工事等をふやすなど、平準化に動き出して県のほうにも要請をしております。中小企業庁の官公需の発注方針にも2年前から平準化について書き加えていただいた、私のほうが大騒ぎしたあれがありますけれども、書き加えていただいておりますけれども、官庁のいわゆる年度末工期だけでなく、民間も3月末の工期が非常に多いのです。それで大変困っております。その理由の1つに最先端の機械を納める工場のように、そうしたものの建設を我々も請け負っているわけですが、経産省、中小企業庁からの補助金があるかどうかはわかりませんが、3月末に終わる。3月末に補助金を出す。それに従って3月末の工期を絶対化しているというところがございます。

他の省庁の補助金も、例えば文科省の補助金それらもそうですが、新年度のスタートに合わせるために3月末であることが多いわけですが、生産性向上、働き方改革のためにも中小企業庁が率先して補助金制度の改革に取り組んでいただけるようにひとつお願いを申し上げたいと思います。

もう一つは、建設業における事業承継についてですが、私が地元の商工会議所の建設業部会長をやっておりますけれども、建設業においてはなぜ後継者がいないかという、もうからないから、この一言なのです。利益が上がっていない。おやじさんがやってもうからないから子供は仕事を継がないということであります。公共工事の設計労務費単価が上がったとしましても、下までは行き渡っておりません。地方の公共事業量というものは減少を続けております。どんどんパイが小さくなっております。当然そのしわ寄せが民間工事にも波及しているわけで、競争が激しくなって利益が上がっていないということでもありますので、これをもうかっていないところも1つ、何かどこかにニュアンスとして書き加えていただければと思います。

以上です。

○三村会長 ありがとうございます。

どうも御協力ありがとうございました。ベルの音が気になりますけれども、これは2分半のタイミングで鳴ります。

最後になりますけれども、寺岡委員長、よろしく申し上げます。

○寺岡委員長 発言の機会を与えていただいて、ありがとうございます。随分多くの宿題をいただいたようで気が重いのですが、4月から進めなさいということで、小規模企業の持つ問題の整理と発見をきちんとやりたいなと思っています。特に見落としがないかどうかです。今、話を聞いても地域によっても業種、業態、菓子業界の話も出ましたし、建設業界の話も出ましたし、下請取引の話も出ました。その中で我々は非常にバラエティーに富んで、300万余の小規模企業の分析をやりたいと思っているのですけれども、創業で

も性別によっても違うし、社会制度によっても違う。話を聞けばだんだん気が重くなってきまして、だから当初1～2カ月はきちんと小規模企業の抱える問題の整理と発見あるいは再発見で見落としがないのかどうかというのをきちんとやって、分析を進めていきたいと思っております。

以上です。

○三村会長 ありがとうございます。

中小企業庁からコメントは今回の場合、余りないですね。皆さん御発言いただいたと思いますので、会長として一番最後にコメントをさせていただきます。今日の審議事項としては30年度において講じようとする中小企業施策及び小規模企業施策についてであります。これは決議事項でございますが、今日の皆さんのお話の中でも、高く評価するという声が多くありました。したがって、細かな記述なども含めて私に御一任いただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。よければ拍手をいただきたいと思います。

(拍 手)

○三村会長 ありがとうございます。

加えて、小規模企業振興基本計画改定につきましては、今のとおり政策小委員会をつかって、寺岡先生を委員長としてこれからまとめていただくということで、これもよろしいでしょうか。

(拍 手)

○三村会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

諮問につきましては、そういうことで答えさせていただきます。

今日、皆さんのお話をお聞きし、問題はたくさん抱えていますが、今回、中小企業庁が頑張っていただいて、あるいは各委員からの色々なお話をもらって、中小企業施策としては使い切れないほど予算化されていますので、我々としてはこれをいかに使いこなすかが重要だと思うのです。事業承継税制につきましても拡充前は、年間500件程度の利用件数でしたが、拡充後はその10倍5,000件ほど活用いただきたいと思いますと考えています。この税制は10年の期限立法ですが、多数活用され、役に立っているということがわかれば、期限の延長もあり得ると思います。このためには中小企業自身もそうですけれども、先ほどのみずほ銀行からの強い決意表明や、河原委員からの非常に温かい言葉もあったように、中小企業の個々の企業のためではなくて、日本全体の成長のためには創業支援も必要ですが、それと同時に貴重な企業を存続させることが必要であるとして、皆さんの御協力のもとに、価値のある企業は残すことが必要だと思います。小正委員には、事業承継税制第1号として歓迎いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

もう一つ申し上げたいのは、小高委員が言われたように中小企業の状況は非常に厳しいと思います。その上にさらに残業規制や、正社員、非正規社員の同一労働同一賃金問題等も含めて環境は非常に厳しいと思います。人手不足については、私も何度も申し上げているとおり、これから10年の間に15～65歳の労働人口が560万人減っていくこととなります。

年間56万人労働人口が減るということですし、1%経済成長すれば他の条件が等しい限り50万人の人手が新たに必要になると予測されます。これはどう考えても、人手不足は今はまだ序の口であり、これからますます厳しくなるということです。我々はそれを覚悟した上で、どうしたらいいのでしょうか。今のところ大企業は、まだまだ新卒採用できると言っていますが、一方で、6~7割の中小企業が人手不足の中で業績を伸ばせないと言っています。やがて大企業も人手不足に非常に悩まされると思いますので、そうなると大企業として中小企業を助けるということは、中小企業のために助けるのではなく、自分のために助けるということになります。したがって、中小企業の生産性向上は絶対に必要です。そのためには中小企業も使いやすい身の丈のIoT、ITが必要です。大企業で最先端のSociety 5.0を行うことも大切かもしれませんが、それと同時に底辺を底上げして全体の生産性を上げることが非常に大切だと思います。これは大企業にとっての責任でありますし、彼らとしてもそこに力を入れなければいけないと思います。同時に、中小企業自身も覚悟を決めなければいけないと思います。

難しいことは私もよくわかっていますが、今のような状況ですと恐らく賃金の上昇というのは避けられないと思います。このような状況の中では、賃金の上昇だけあって生産性の向上がなければ、企業として収益がどんどん悪化するわけですから、そうなると賃金の上昇と生産性の向上の追いかけてこなくなってきます。その中で両者を達成した者のみが恐らく生き残っていくでしょう。こういう厳しい状況があるということを我々としては考えていかなければなりません。その中でどうするのかですが、先ほどお話がありましたが、取引条件の改善は絶対に必要です。円高時代において、大企業は中小企業に対して、コストダウンに協力しなければ違う会社を使う、と圧力をかけました。そうしなければ、中小企業だって生き残れないだろうと迫りました。こういうことで中小企業は、問答無用でコストダウンに協力させられたわけですが、その後円安になったとき、中小企業にコストダウンさせたことを忘れて大企業は取引価格を上げずに大きく利益を上げています。これは許せません。適切な利益配分が社会の中で行われなければ、日本経済全体がうまくいかないでしょう。しかし、これは非常に難しいことです。私は長年にわたって新日本製鐵で営業をやっていたので、鋼材の交渉というのは大ベテランですが、数々の価格交渉をしてきましたが、契約行為ですから、難しい。法律があるわけでもないし、非常に難しいのです。このような中、中小企業庁は唯一、中小企業の味方ですので、ぜひとも下請法に限らない、もう少し幅広い取引価格の是正についても、頑張ってくださいと思います。

また、先ほど、行政や民間の工事の発注が年度末に集中していることを受けて、建設業界の生産性向上に向け、工事発注の平準化が必要といった意見がありました。これは確かに国交省の所管かもしれませんが。国交省もそれを検討していますよね。しかし、同時に中小企業庁としてもそれを大きな声で要望し続け、なおかつ自分たちのできる発注の平準化についてはぜひとも協力していただきたいと思います。

うまくまとめられたかどうかよくわからないのですけれども、非常に内容のある中身だ

ったと思いますので、委員の皆様方の御協力に感謝いたします。

事務局から、安藤長官、お願いします。

○安藤長官 時間もありませんので最後に感謝を申し上げます。会長初め、各委員の皆様方から大変貴重な御意見をいただきました。文字どおり、大変参考にさせていただきたいと思います。

私どもは、やや口幅ったいことを申し上げると、行政というのは究極のサービス業だと思っております。したがって、お使いになられるお客様は中小企業、小規模事業者の方となっております。今の私どもの仕事としてはです。そうすると、使われる側の目線に立って、使われる側の利便性、また、使われる皆様方に提供するサービスとしての中小企業施策の質の向上、この2つを徹底的にやっていかなければいけないと思っております。今、高田理事長とも御協力させていただきながら、きょうは余り御紹介しませんでしたけれども、人様にITをお勧めしながら、私どもが一番IT化がおくれているということで、ひっくり返ししながら、私たちのIT化の目的というよりも使われる中小企業・小規模事業者の方の利便性の向上と提供させていただく施策の質の向上を我々もテクノロジーを使って頑張っ

てやっていきたいと思っております。きょうの最後の会長のお話にもありますように、相当いろいろな構造変化の中で制約要件が高くなってきているわけでありますが、これは見方によっては大きく物を変えていく絶好のチャンスだと思っております。逆に言うと、ここで変えられないとこれはまた大変な急坂を駆け落ちていくようなことになっていくということだと思っておりますが、これをうまく使えば、これまで長年、停滞をしていた分子の部分を大きく飛躍させていくチャンスだと思っておりますので、引き続き御指導、御鞭撻をよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

○田上企画課長 最後に事務連絡を申し上げます。

本日は熱心に御議論をいただきまして、ありがとうございました。

次回の日程につきましては、別途、事務局から連絡をさせていただきます。

また、法律の説明のときにさせていただきました指針につきましては、法案の成立後、改めて書面によって御審議いただければと思います。

最後に、白書の本文につきましては、委員の皆様に関議決定後に改めて送付させていただきたいと思ひます。

○三村会長 本当に今日は全員に発言いただきまして、非常に建設的な内容だったと思ひます。本当にありがとうございました。しかも簡潔にまとめていただいて、この会は継続的にこういう方式で運営したいと思ひますので、ぜひとも御協力をお願いします。

今日はありがとうございました。これにて閉会します。

午後12時03分 閉会